

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 協賛団体は、個人情報の保護の重要性を認識し、このプロジェクトによる事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 協賛団体は、このプロジェクトによる事務に関して知ることができた個人情報を他に知らせてはならない。このプロジェクトが終了し、又は辞退した後においても、同様とする。

### (収集の制限)

第3 協賛団体は、このプロジェクトによる事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (利用及び提供の制限)

第4 協賛団体は、県の指示があるときを除き、このプロジェクトによる事務に関して知ることができた個人情報をプロジェクトの目的以外の目的のために利用し、又は県の承諾なしに第三者に提供してはならない。

### (適正管理)

第5 協賛団体は、このプロジェクトによる事務に関して知ることができた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (複写又は複製の禁止)

第6 協賛団体は、このプロジェクトによる事務を処理するために県から引き渡された個人情報記録された資料等を、県の承諾なしに複写し又は複製してはならない。

### (再委託の禁止)

第7 協賛団体は、県が承諾したときを除き、このプロジェクトによる個人情報取扱事務について、第三者にその処理を委託してはならない。

### (資料等の返還等)

第8 協賛団体は、このプロジェクトによる事務を処理するため、県から提供を受け、又は協賛団体自らが収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等を、このプロジェクト完了後、直ちに県に返還し、又は引き渡すものとする。  
ただし、群馬県が別に指示した時は、その指示に従うものとする。

### (従事者への周知及び監督)

第9 協賛団体は、このプロジェクトによる事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、群馬県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護のために必要な事項

を周知するとともに、このプロジェクトによる事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(立入調査)

第10 県は、必要があると認めるときは、協賛団体がこのプロジェクトによる事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について随時調査することができる。

(事故報告)

第11 協賛団体は、このプロジェクトに違反する事態が生じ、又は生じる恐れのあることを知ったときは、速やかに県に報告し、県の指示に従うものとする。